

第10回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和2年2月6日（木）

農村環境改善センター 農事研修室

第10回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和2年2月6日(木)

2、開催場所 農村環境改善センター農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 齋藤重幸

4、出席委員(15名)

1番	加藤岡一弘	2番	内山充弘
3番	中村和敏	4番	積田敏春
5番	川嶋一美	6番	林千佳夫
7番	榎澤正治	8番	板倉小百合
10番	梅原英男	11番	若菜義人
13番	齋藤重幸(会長)	14番	布施和彦(職務代理者)
15番	鵜澤英夫	16番	今関喜明
17番	蔭山秀男		

5、欠席委員(2名)

9番	内海亮一	12番	志賀典夫
----	------	-----	------

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1~7)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1~2)

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転について

第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)

第7 議案第5号 大網白里農業振興地域整備計画の変更について

第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1~3)

第9 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1~4)

7、農業委員会事務局職員

事務局長 北山正憲

主任書記 千葉利憲

主査 佐久間賢治

書記 門野祥和

◎開 会

○議長 ただいまから、第10回大網白里市農業委員会総会を開催いたします。

出席委員数は17名中15名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

なお、本日、内海亮一委員、志賀典夫委員から、所用のため欠席の旨連絡がありましたので、報告いたします。

(午後 3時02分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名においてお諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

川嶋一美委員、林千佳夫委員の両名をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の佐久間主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～2)

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第1号の案件は7件予定されております。本来は一括審議を行うところですが、整理番号3と4及び6の案件につきましては、日程第4、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1の案件と関連があり、また、整理番号5と7の案件につきましては、議案第2号の整理番号2の案件と関連がありますので、議案第1号の整理番号1から2を一括審議を行い、整理番号3と4及び6につきましては、議案第2号の整理番号1と整理番号5と7につきましては、議案第2号の整理番号2とそれぞれ一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことでございますので、それでは、事務局から議案第1号、整理番号1から2の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1から順に説明させていただきますが、各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりでございます。

それでは、整理番号1。申請地は、北今泉字南浜戸の現況地目、畑が1筆、面積2,218平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のためであります。

案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから3ページとなります。

次に、整理番号2。申請地は、大網字内谷の地目、田が4筆、合計面積3,979平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は相手方の申出によるため、譲渡人は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面の②に1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の4ページから5ページとなります。

以上、整理番号1から2につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、加藤岡一弘委員、よろしくをお願いいたします。

○加藤岡委員 それでは、議案第1号、整理番号1について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明どおりです。

調査は1月31日に義務者に対し、2月3日、権利者に、電話で確認を取りました。義務者は数年前より体調が悪く、土地の管理ができなくなってきたそうです。そんなときに、知人である権利者に相談しましたら、私が耕作しようかということになり、今回のこのようなことになったわけです。権利者は退職後に農業をしているそうです。休日には息子さんも時折手伝ってくれているようで、息子さんも退職後、この土地を利用して農業をしてくれるのではという話でした。特に問題はないかと思われそうですが、皆様の慎重なるご審議をお願いいた

します。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件について、積田敏春委員、よろしくお願いいたします。

○積田委員 それでは、議案第1号、整理番号2について調査報告申し上げます。

理由については事務局の説明のとおりです。2月3日に義務者並びに権利者から聴取、現地調査を行いました。現況は3枚の田でありました。義務者は父親から相続後、全ての田を権利者に貸して、農業はしておりません。義務者は耕作機械等を所有していないこともあり、自分から権利者に田の買取りを申し出し、今回申請となったものです。権利者は認定農業者であり、このほか近隣でも耕作しておりますし、この田を引き続き耕作するのに問題はない案件と思われませんが、慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から2について一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から2について順次採決いたします。

議案第1号の整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号2は原案のとおり決定されました。

◎議案第2号(整理番号1～2)、議案第1号(整理番号3～7)

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と

いたします。

なお、整理番号1の案件につきましては、議案第1号の整理番号3と4及び6の案件と関連がありますので一括して審議し、また、整理番号2の案件につきましては、議案第1号の整理番号5と7の案件と関連がありますので、一括して審議になります。

それでは、事務局から議案第2号について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の5ページをご覧ください。

それでは、議案第2号の整理番号1から順次説明させていただきますが、各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりでございます。

はじめに、整理番号1でございますが、議案書2ページの議案第1号、整理番号3と議案書3ページの整理番号4及び議案書4ページの整理番号6の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

案件の位置につきましては、A4判縦の図面③に1-3、1-4、1-6、2-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の6ページから24ページになります。

申請地は大網字沼向の地目、畑、面積1,332平米を借り受け、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱部分について一時転用をしようとするものでございます。転用面積は0.389平米であります。

最初に、農地の区分ごとの許可基準であります立地基準につきましては、申請地は農振農用地区域外の第一種農地となっております。第一種農地は、原則として許可することがない農地ですが、例外許可としまして、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば、3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。一定の要件を満たす場合とは、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度、間隔は、農作物の生育に適した日照量を保つ設計であること、支柱の高さ、間隔は、トラクターなどの農業機械の利用が可能な空間が確保されていること、当該設備を撤去するのに必要な資力があること、下部の農地の単収が、地域の平均的な単収と比較して、2割以上減少していないことなどでございます。

また、この支柱に係る一時転用を許可する際には、営農が適切に継続されること、農作物の状況を毎年報告すること、営農が行われない場合、または発電事業を廃止する場合は、支柱や設備を撤去し、農地に復元することなどの条件を付けるものとされております。

本申請に係る設備は、直径76ミリの単管パイプを3.5メートル間隔に打ち込み、太陽光パ

ネルを設置します。簡易な構造で、容易に撤去可能であり、農作物の生育に適した日照量が確保されると思われます。

次に、一般基準でございます。最初に、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、全額を太陽光パネル設置業者から借入金で事業を行う計画となっております。設置業者が発行する融資証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。また、撤去費用等についても見込まれており、問題ないと思われます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございます。造成計画は、埋立て、盛土等を行わず、整地のみを行った後、太陽光パネル等の設置工事のみを行い、また、営農を継続することから、土砂の流出、日照、通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、営農計画でございますが、議案第1号、整理番号4の案件における権利者において、サツマイモの作付を予定しております。太陽光設備を設置する農地での単収は、地域の平均的な単収と比較して、2割以上の減収は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係ります農地の立地基準と一般基準及び営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に問題はないものと認められます。

続いて、議案第2号、整理番号1に関連します、議案第1号、整理番号4と6の案件について説明させていただきます。

議案書は、戻りまして、4ページをご覧ください。

議案第1号、整理番号6の案件であります。営農型太陽光発電設備を設置するに当たり、設置者及び所有者が異なりますので、パネルの面積の375.054平米を賃貸借による区分地上権を設定するものです。区分地上権の設定は、農地法第3条第2項のただし書きに該当しており、例外的に許可をすることができるとされております。

議案書は、戻りまして、3ページをご覧ください。

次に、議案第1号、整理番号4の案件でございます。申請地は大網字沼向の地目、畑が1筆、面積1,332平米を賃貸借により賃借権設定をしようとするものでございます。

理由につきましては、借受人は経営規模拡大のため、貸付人は経営規模縮小のためであります。

議案書は、戻りまして、2ページをご覧ください。

次に、議案第1号、整理番号3の案件につきましては、議案第1号、整理番号4の案件の隣接地、大網字沼向の現況地目、畑が1筆、面積231平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のためであります。

整理番号3及び4の権利者は、農地所有適格法人の要件を満たしており、農事従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

続きまして、議案第2号、整理番号2でございますが、議案書3ページの議案第1号、整理番号5と議案書4ページの整理番号7の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

案件の位置につきましては、A4判縦の図面③に1-5、1-7、2-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の25ページから40ページになります。

議案書の5ページをご覧ください。

申請地は大網字沼向の地目、畑、面積614平米を借り受け、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について一時転用しようとするものでございます。転用面積は0.226平米であります。

最初に、農地の区分ごとの許可基準であります立地基準につきましては、申請地は農振農用地区域内となっております。農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地ですが、例外許可としまして、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば、3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。一定の要件を満たす場合とは、先ほど議案第2号、整理番号1にて説明させていただいた内容と同じであります。

本申請に係る設備は、直径76ミリの単管パイプを3メートル間隔に打ち込み、太陽光パネルを設置します。簡易な構造で、容易に撤去可能であり、農作物の生育に適した日照量が確保されると思われれます。

次に、一般基準でございます。最初に、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。金融機関の残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。また、

撤去費用等についても見込まれており、問題ないと思われま

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございます。造成計画は、埋立て、盛土等を行わず、整地のみを行った後、太陽光パネル等の設置工事のみを行い、また、営農を継続することから、土砂の流出、日照、通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、営農計画でございますが、議案第1号、整理番号5の案件における権利者において、サツマイモの作付を予定しております。太陽光設備を設置する農地での単収は、地域の平均的な単収と比較して、2割以上の減収は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係ります農地の立地基準と一般基準及び営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に問題はないものと認められます。

続いて、議案第2号、整理番号1に関連します、議案第1号、整理番号5と7の案件について説明させていただきます。

議案書は、戻りまして、4ページをご覧ください。

議案第1号、整理番号7の案件であります。営農型太陽光発電設備を設置するに当たり、設置者及び所有者が異なりますので、パネルの面積の161.987平米を賃貸借による区分地上権を設定するものです。区分地上権の設定は、農地法第3条第2項のただし書きに該当しており、例外的に許可をすることができるとされております。

議案書は、戻りまして、3ページをご覧ください。

次に、議案第1号、整理番号5の案件でございます。申請地は大網字沼向の地目、畑が1筆、面積614平米を賃貸借により賃借権設定をしようとするものでございます。

理由につきましては、借受人は経営規模拡大のため、貸付人は経営規模縮小のためであります。

権利者は農地所有適格法人の要件を満たしており、農事従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局からの議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

はじめに、議案第1号の整理番号3から5の案件については関連がありますので、一括して蔭山秀男委員、引き続き、議案第2号、整理番号1と議案第1号、整理番号6及び議案第2号、整理番号2と議案第1号、整理番号7の案件についてはそれぞれ関連がありますので、一括して梅原英男委員によろしくお願いいたします。

○蔭山委員 それでは、私のほうから、議案書の2ページ、3ページにあります議案第1号、整理番号3、4、5について調査報告をいたします。後は、梅原委員さんが申し上げます。

調査に当たりましては、2月1日に梅原委員さんと一緒に、現地にて関係者及び代理人立会いの下、調査確認してまいりました。なお、整理番号3の義務者においては、電話にて確認しております。間違いがないということでございました。

ただいま事務局から説明もありましたように、太陽光発電事業会社が権利発生部分の申請農地を借り受けまして、営農型太陽光発電事業を行うというものであります。そして、営農型でありますので、申請農地においては営農が前提となるものであります。このような仕組みの中で申請に至る経緯について申し上げますと、知人及び発電業者の紹介によるもので、関係者は、それぞれ了解の下、この申請に至ったものです。

それでは、申請農地に係る整理番号3、4、5について説明いたします。

まず、整理番号3について申し上げますと、当申請農地は、整理番号4と5の中間から整理番号4を囲むように位置しておりまして、かつ幅が6尺ぐらいで大変細長く、長期間耕作しておらず、また、耕作できないとのことから、営農権利者と話合いで売買することでの申請に至ったわけであります。

続いて、整理番号4と5については、ただいま事務局が説明されました賃借権設定による、賃貸借ということでございます。これによりまして、申請農地3筆、延べ2,177平米は、営農権利者において一体的に耕作可能になるとしております。

一方、申請農地を営農する権利者について申し上げますと、平成30年から農業法人を立ち上げ、市外において、小松菜、ブロッコリー、サツマイモ類を中心に生産している方でございます。

整理番号3、4、5の本申請農地には経験もいたしまして、別添の営農計画書どおり、サツマイモ栽培に取り組むということでもあります。既に、来年ですが、行政等の応援も受けまして、販路も見込まれているとしております。

なお、若干補足であります。別添資料の20ページの利用する農業機械の中に、農作物の移動運搬車として2トントラックを所有しているということでございます。

もう一つは、別添資料の19ページ、営農に必要な農作業の期間でありますけれども、そこに貯蔵期間12月から1月と記してありますが、販路との話合いによりまして、販路先が全て、貯蔵とか加工を行うという説明がありました。

以上が私のほうからの説明といたします。

○議長 梅原委員、お願いします。

○梅原委員 それでは、続きまして、私のほうからご報告申し上げます。

まず、議案第2号の整理番号1と議案第1号の整理番号6が関連がございますので、一括してご報告を申し上げます。

まず、理由につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては、若干、先ほどの蔭山委員さんのお話、調査報告がありましたけれども、去る2月1日、蔭山委員さんと一緒に現地で、営農型太陽光発電事業の実施をしています、仕事をしている関係者、これの義務者及び権利者の代理人、そして、農地を営農する耕作者、これらを交えまして、現地で立会いの上、状況を調査してまいりました。

その結果、この事業は新規の事業でございます、既に営農型太陽光発電事業を実施している知人、そして、業者から事業参加の要請を受けたとのお話ございました。そして、現在、知人の事業は順調に進んでおり、何ら問題がないというお話から、事業参加の決心をしたと、そのようなお話を伺ったところでございます。

なお、事業概要につきましては、議案第1号の整理番号6では、農地面積1,332平米のうち、375.054平米、これを賃貸借によりまして区分地上権の設定を行い、議案第2号の整理番号1では、同じく1,332平米のうち、0.389平米を賃貸権の設定をして、太陽光のパネル枚数220枚とパネルを支える架台、杭、66本、これを設置しまして、営農と売電事業を実施しようとしているものであります。

さらに、隣接する地権者につきましては、代理人の説明では、既に事業説明を行いまして、同意を得ている、このような状況とのことでございました。

また、作付につきましては、先ほど蔭山委員さんのほうからのご報告のように、全てサツマイモを予定しておりまして、既に販路も確保されているということです。

続いて、議案第2号の整理番号2、それと、議案第1号の整理番号7、これは関連ございますので、一括して、これもやはり一括してご報告を申し上げたいと思います。

この件につきましても、先ほど同様に、2月1日に現場調査をしていたところでございます。その結果、この事業も新規の事業でございます。また、先ほどの議案第1号の整理番号

6の農地と隣接をしており、しかもその義務者とは親戚でございまして、本家、分家の関係になり、この義務者が分家に当たることから、一緒に事業を行いませんかとお誘いがあったそうでございます。

この事業参加の決断につきましては、新規の権利者、つまり太陽光の事業者が異なりますけれども、既に近隣に設置されている営農型太陽光発電事業が順調にしているのも、本人、これは承知のことでございます。それで、親戚と一緒になら問題がないと、そういうふうを考えまして、事業参加の決心をしたと、そのようなお話を伺ったところでございます。

なお、施設等の事業概要については、先ほど事務局の説明のとおりでございます。

また、隣接する地権者につきましては既に事業説明を行いまして、これは代理の方ですね、同意を得ていると、そのようなお話を伺っております。

さらに、作付につきましても、やはりここも全てサツマイモを予定しておきまして、先ほどの議案第1号の整理番号3、4、5、6、そして7の営農者が同じ法人であることから、一体的な農耕が可能となるように計画されております。

以上が今回の調査結果でございます。特に支障がないものと思われましても、皆様方の慎重なるご審議、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号の整理番号1及び2並びに議案第1号の整理番号3から7の案件について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

○布施委員 それでは、まず、何点か質問ありますけれども、まず、1つ目は、2ページの関係で、権利者は農地所有適格法人ということで説明があったわけですが、自作地があまり多くない、借地のほうがかなりあるということで、この法人のもう少し詳しい内容をお聞きしたいと思います。

それと、議案書の中で、組1って書いてあるんですけども、組というのはどういう意味なのか、そちらも教えていただきたいというふうに思います。

それから、4ページの権利者で、整理番号7については、以前、申請があったので、理解はしているんですけども、整理番号6については、私の記憶では、初めての権利者というふうに思われますので、どのような事業会社なのか、その辺もう少し詳しく、分かりましたら、説明をいただきたいというふうに思います。

また、整理番号6と7の権利者の関係が何かあるのであれば、その辺を踏まえて説明いた

できればというふうに思います。

○事務局 ただいまの布施委員さんの質問ですが、まず、私のほうから整理番号3について説明をいたします。

今、こちらの権利者の法人につきましては、こちらの同じ2ページの、自作地の畑、借りている畑、面積につきましては、両方ともこちらの法人の所在地での面積ということで、農業経営実態等の証明が出ております。

また、この表の人員の組につきましては、組合員の略でして、組合員が1名、そして、労というのは労働者が1名、これは同一人ということになっております。

続きまして、先ほどの4ページの議案第1号、整理番号6の、この権利者の法人につきましては、事務局のほうでは、特にどのような業者かということまでは、代理人のほうからは伺っていません。

以上です。

○布施委員 何らかの関わりがあつての話ではないですか。

○事務局 申請に当たって、事務局ではそういう話は聞いていません。

○布施委員 2ページの権利者については、今まで、こういう形で営農をやられる方というのは隣接する市町村という形であったかと思うんですけれども、今回はちょっと少し離れた地域で、先ほど蔭山委員さんのほうから、搬送用の2トントラックを持って、そういったことの対応はできるという話はあつたんですけれども、実際の農地パトロールなどは、大網の農業委員として、果たすべき義務があるわけなんですけれども、市外というと実際どうなのかという、どういう法人なのかというのがやっぱりよく分かんないと不安だというふうに結構あるんですけれども、先ほどのほうでは、そういう農業経営の実態の証明を出ているから、聞いていて分かるというんですけれども、その辺、じゃ、ちょっと、将来的にそれは、太陽光の場合に20年やるといった場合、3年、3年で継続更新という形になるわけなんですけれども、将来的に安定的にやっていけるかどうかという、そういう点も不安がちょっとあるんですが、その辺はどういうふうに捉えていったらいいのかということ。書類上でよければいいということとはちょっと違うんじゃないかと思うんですよ。ちょっと意見もあつたんですけれども。

○事務局 ただいまの布施委員さんの質問ですが、まず、こちらの法人につきましては、市外の法人ということで、こちらの申請時に頂いております営農計画書では、通作距離としては25キロで、時間としては30分で移動の手段は車ということで、申請書に記載をしていただいております。

また、法人につきましては、実際は、今までこちらの市内には営農実績はないところではありますけれども、また引き続き、毎年、営農型太陽光につきましては報告というものが出てきますし、毎年7月から8月に実施しております農地パトロール、その中でもやはり見ていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長 皆様、よろしいですか。

ほかにご意見等、質問等、今、ありましたら。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1及び2並びに議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号3から7の案件について順次採決いたします。

議案第2号、整理番号1並びに議案第1号、整理番号3と4及び6の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1並びに議案第1号、整理番号3と4及び6は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号の整理番号2並びに議案第1号、整理番号5と7の案件について採決いたします。議案第2号の整理番号2並びに議案第1号、整理番号5と7の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号の整理番号2並びに議案第1号、整理番号5と7の案件は原案のとおり決定されました。

議案第2号、整理番号1と2の案件につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

◎議案第3号

○議長 次に、日程第5、議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第3号の議案説明をお願いします。

○事務局 議案書の6ページをご覧ください。

議案第3号でございます。本案は、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、大網白里市長から農業委員会会長へ意見を求めてきたものでございます。

7ページに所有権移転総括表がありますので、読み上げ説明させていただきます。

所有権の移転を受ける者2人、所有権の移転をする者4人、所有権の移転をする農用地の筆数及び面積は、田が8筆で、合計面積は1万4,053平米となっております。

次に、8ページをご覧ください。

所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。整理番号1から順に説明させていただきますが、各譲受人、譲渡人の住所、氏名につきましては議案書のとおりでございます。

整理番号1。所在地は桂山及び長国地内の地目、田が5筆、合計面積6,130平米、譲受人は認定農業者であります。

次に、整理番号2。所在地は上谷新田地内の地目、田が1筆、面積122平米、譲受人は認定農業者であります。

次に、整理番号3。所在地は柳橋地内の地目、田が2筆、合計面積7,801平米、譲受人は認定農業者であります。

以上、整理番号1から3の内容につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して担当委員から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1から3の案件について、中村和敏委員よりお願いいたします。

○中村委員 整理番号1、2、3について調査報告をいたします。

理由としては事務局の説明どおりです。

なお、付け加えさせていただきますが、譲受人に関しては、同一世帯なので最後に説明させていただきたいと思っております。

整理番号の1については、2月1日、譲渡人に直接話を伺うことができました。譲渡人は専業農家でしたが後継者もなく、高齢のため、もう去年から譲受人に耕作をお願いしていたとのことでした。

あと、整理番号に2についても、譲受人の近所ということで、以前より耕作をお願いして

いたということでした。

整理番号3についても、2月1日に直接本人に話を伺いましたが、譲受人とは以前からの知り合いで、もう耕作は10年以上前から譲受人にお願いしていたということでした。

以上のことから、今後、維持管理が困難なため、譲受人に相談したところ、双方の意見が一致し、今回の申請に至っております。

譲受人は親子、認定農業者であり、農機具もそろっており、耕作地を増やしたいという意欲的な農業者です。

以上のことでもって、皆様の慎重審議、よろしく願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から3の案件につきまして、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第3号の整理番号1から3の案件について一括採決をいたします。

議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転について、整理番号1から3の案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号の整理番号1から3の案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第4号(利用権設定)

○議長 次に、日程第6、議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第4号の整理番号14の案件は、中村和敏委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には退出していただくこととなります。つきましては、整理番号1から13の案件を先行して審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことですので、それでは、事務局から議案第4号の整理番号1から13の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の10ページをご覧ください。

議案第4号でございます。本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書の11ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ説明させていただきます。

利用権の設定を受ける者10人、利用権の設定をする者14人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が39筆で合計面積4万9,684平米、畑が5筆で合計面積7,854平米、田、畑を合わせた合計面積は5万7,538平米でございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

今回の契約の種別は、新規契約が5件、更新契約が9件でございます。

続きまして、13ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

整理番号1から順に説明させていただきますが、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

それでは、整理番号1です。所在地は大網地内の地目、田が8筆の合計面積6,997平米です。今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者です。

次に、整理番号2。所在地は南今泉地内の地目、田が1筆、面積466平米です。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者です。

次に、整理番号3。所在地は桂山地内の地目、田が2筆、合計面積4,835平米です。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは金納であり、全面積で6万3,821円、契約の種別は更新です。

次に、整理番号4。所在地は養安寺地内の地目、田が2筆、合計面積1,381平米です。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たり米90キログラム、契約の種別は新規です。

次に、整理番号5。所在地は南今泉地内の地目、田が4筆、合計面積6,176平米です。今

回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者です。

次に、整理番号6。所在地は上谷新田地内の地目、田が8筆、合計面積6,553平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たり米90キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者です。

次に、整理番号7。所在地は上谷新田地内の地目、田が2筆、合計面積1,348平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、全面積で米120キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者です。

次に、整理番号8。所在地は細草地内の地目、畑が1筆、面積494平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり1万円、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者です。

次に、整理番号9。所在地は北今泉地内の地目、畑が1筆、面積400平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり2万円、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者です。

次に、整理番号10。所在地は北今泉地内の地目、畑が3筆、合計面積6,960平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり1万円、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者です。

次に、整理番号11。所在地は富田地内の地目、田が3筆、合計面積3,116平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者です。

次に、整理番号12。所在地は九十根地内の地目、田が3筆、合計面積4,409平米です。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者です。

次に、整理番号13。所在地は四天木地内の地目、田が2筆、合計面積5,268平米です。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者です。

以上、整理番号1から13の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました。関連して新規契約の利用権設定案件について

て、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号1の案件について、積田敏春委員、よろしくお願いいたします。

○積田委員 それでは、整理番号1について調査報告申し上げます。

内容は事務局の説明のとおりです。2月2日に借受人から聴取し、2月3日に貸付人の息子さんから聴取し、現地確認しました。貸付人ご本人は高齢で今、施設に入っております。貸付人は従前から所有する田の一部を借受人に貸し、本件の田は、息子さんが妹夫婦の協力を得て耕作をしていたんですけれども、収穫時期等に妹さん夫婦の都合が合わないといったこともあり、今回、全面的に田を貸すようにしたものです。しかしながら、息子さんとする、機械設備はまだ使えるということで、借受人からの依頼でモチ米を手間受けで一部作るということで、営農は若干続けるというお話でした。借受人は認定農業者だけに問題ない案件とは思われますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号4の案件について、若菜義人委員、よろしくお願いいたします。

○若菜委員 それでは、農用地利用集積計画、整理番号4についてご説明いたします。

内容といたしましては事務局の説明のとおりでございます。先日、2月1日、貸付人宅に伺い、聞き取りによる調査を行いました。貸付人の話によると、長いこと水田耕作をしていましたが、農機具が古くなり、故障も多くなってきたため、新しい機械を導入するには大金がかかるとのことから、今後はイチゴ栽培だけに絞りたいとのことでした。たまたま近所に住んでいる借受人にお願いしたところ、快くやってくれるとのことでしたので、お願いしたとのことでございます。その足で借受人の方に伺いました。借受人の話によると、貸付人から耕作依頼があったので引き受けたとのことでした。借受人はこの地域及びその他の地域までたくさんの水田を耕作しており、また、借受人はライスセンターをつくっており、多くの農機具等もそろえておりました。問題はないかと思えますけれども、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号8及び9の案件について、加藤岡一弘委員、よろしくお願いいたします。

○加藤岡委員 それでは、整理番号8についてご報告申し上げます。

整理番号9の借受人と同じですので、一緒に説明させていただきます。借受人には2月2日に、貸付人には2月4日に電話にて確認いたしました。両方の借受人は、規模拡大のために自分で耕作して、近くの貸付人に申し出て、今回の申請に至ったそうです。借受人はネギを専門で栽培する農家で、機械等そろっており、特に問題ないと思われませんが、皆様方の慎重なる審議をお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号11の案件について、蔭山秀男委員、よろしく願いいたします。

○蔭山委員 整理番号11について調査報告をいたします。

調査に当たりましては、1月30日に自宅にお伺いして確認してまいりました。申請地は、今まで耕作していた方が昨年亡くなられたということで、知人の紹介によりこの申請になったものです。借受人は認定農業者であり、特に問題ないと思われまます。皆様方の慎重なる審議をよろしく願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から13の案件につきまして、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結いたします。

続きまして、整理番号14の案件について審議に入ります。

整理番号14の案件につきましては、中村和敏委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いします。

(中村和敏委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号14の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の15ページをご覧ください。

整理番号14。所在地は九十根地内の地目、田が4筆、合計面積9,135平米です。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は更新です。内容につきましては、農業従事日数など、農業経営基

盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。契約が更新の案件のため、担当委員の調査報告は省略させていただきます。

それでは、これより整理番号14の案件につきまして、質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております案件について、一括採決いたします。

ただいま議題に供しております議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から14の案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号の案件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、中村和敏委員を入室させてください。

(中村和敏委員 入室)

◎議案第5号

○議長 次に、日程第7、議案第5号 大網白里農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

案件は4件となります。

事務局から議案第5号について説明をお願いいたします。

なお、詳細説明を行うに当たり、農業振興課職員の入室を認めます。

(農業振興課職員 入室)

○事務局 それでは、議案書の16ページをご覧ください。

議案第5号でございます。本案は農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められているものでございます。詳細につきましては、担当課より説明をお願いいたします。

○農業振興課 お忙しいところお時間をいただきありがとうございます。

農業振興課の田中と申します。私のほうからは、こちらの詳細資料と後ろにあります参考資料に基づいて説明をいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、早速ですが、総会資料の17ページをご覧ください。

こちらは今回の申請のあった方々の申出一覧表になります。内容としましては、案件番号1から4までの4件になりますので、順にご説明いたします。

はじめに、案件番号1についてですが、非農用地から農用地へ変更する編入になります。事業計画者は記載のとおりとなっております。事業計画地につきましては、記載のとおり、金谷郷にある地目、合計15筆が対象農地となっております。全体面積が4,557.79平米となります。

事業計画としては、山辺地区の経営体育成基盤整備事業、いわゆる土地改良事業になります。事業実施の要件として農用地にすることが必要なため、今回申請が上がっております。

事業計画地につきましては、参考資料の1ページをご覧ください。こちらには、1ページから2ページにかけて編入しようとする土地が示されております。

次に、場所につきましては、参考資料の3ページをご覧ください。こちらは、山辺土地改良事業の計画図になります。真ん中部分の右下辺りに農村ふれあいセンターがあり、そちらの北側一帯が事業計画地となっております。①から⑮まで筆ごとに番号が振られております。場所については、矢印のところ、丸で囲われている部分の中に対象農地があります。①から⑮までの土地の形状は次ページからの公図で番号ごとにリンクさせて示しております。

こちらの山辺地区の経営体育成基盤整備事業の工事期間につきましては、令和3年から工事着手予定、令和10年工事完了予定となっております。

事業の目的としましては、山辺地区の課題である狭小な農地や営農機械の通行に支障のある道路、湿田地帯の改善など、様々な課題を解決することを目的としている事業になります。

これらの課題を解決し、地元からの強い要望に応えるため、本区域を事業計画区域に選定したとのことでした。

以上で案件番号1の説明とさせていただきます。

次に、案件番号2の説明をいたします。

総会資料の17ページの案件番号2になります。こちらは変更内容が除外になります。

事業計画者は記載のとおりとなっております。事業計画者は金谷郷字奉行方となっております、所有者は事業計画者本人となっております。地目は田、面積は404平米となっております、事業計画の内容としましては資材置場になります。

場所につきましては、参考資料の15ページをご覧ください。事業計画者は、真ん中部分の右下辺りに金谷ライスセンターがありまして、これを通り過ぎて、農村ふれあいセンターに行く道に入り、約50メートルほど進んだ場所になります。

次に、除外後の配置図につきましては、参考資料17ページ、山砂、50立米分のスペースや積み降ろし作業スペース、工事車両の駐車スペースで、事業計画地の全体を使用したいとのことでした。

今回の事業計画の目的としましては、現在、使用している資材置場が配置図に示してある除外申請地の北側にある状況ですけれども、そちらの土地で工事車両や砕石などの工事資材が増えたことに伴い、手狭になったことから、隣接している今回の事業計画地を新たに使用し、資材置場を拡張させたいとのこと、今回、除外の申請がありました。

今回の事業計画地の現在の利用状況を申請者に確認しましたところ、大雨等の場合に冠水しているような状況で、このことも作物等の栽培に苦慮するため、農地管理のみとなっているとのことでした。

次に、参考資料の18ページ、19ページをご覧ください。

事業計画者は、現在の所有地を確認し、代替地を検討しております。土地の形状や利用状況などから、事業計画地以外での選定が困難なため、今回の事業計画地を選定したとのことでした。

以上で、案件番号2の説明とさせていただきます。

続きまして、案件番号3を説明いたします。

総会資料の17ページで3番のところに変更内容は、用途変更になります。

事業計画者は記載のとおりとなっております。

事業計画者は、大網字東仙塚の一部、同じく東仙塚の一部になります。

地目は田と畑、合計面積は199.75平米となり、事業計画としては、駐車場及び直売所ハウスとなります。

こちらの土地は所有者からの同意を受けて借地として事業計画者が実施するものです。

次に、場所につきましては、参考資料の22ページをご覧ください。こちらは、旧道沿いのコンビニエンスストアから約300メートル東金方面に向かった通り沿いとなります。

続きまして、用途変更後の配置図につきましては、参考資料の24ページをご覧ください。事業計画地は、真ん中部分あたりに、幅8.5メートル、奥行き23.5メートルの区域となっております。この黒線太枠が既存のビニールハウスであり、それ以外の箇所は駐車場場所とし

て利用するスペースになっております。

事業計画地の左側にはイチゴハウスがあり、将来的には、さらに規模拡大して、イチゴ農園の実施を視野に入れているため、本計画地を選定したとのことでした。

事業計画の目的としましては、現在、作業車を駐車するスペースがなく、農道に駐車している状況にあり、駐車場所の確保が必要とされております。

また、既存のビニールハウスで収穫した作物を選別、梱包する場所として、さらには直売所として活用するため、今回申請がありました。

また、駐車場の箇所については、大雨が降ると地面が緩んで、もぐってしまうため、碎石を敷きたいということでした。

以上で案件番号3の説明とさせていただきます。

次に、案件番号4の説明をいたします。

総会資料の17ページ、一番下になります。

変更内容は同じく用途変更になり、事業計画者は記載のとおりとなっております。

事業計画地は永田字北中原の一部であり、地目は畑、合計面積は192.5平米となっております。

事業計画としましては、作業通路になります。

場所につきましては、参考資料の28ページをご覧ください。中央辺りにある斜線箇所は事業計画地となっております。こちらは永田にある中原青年館を北側に、300メートル向かった場所になります。

用途変更後の配置図につきましては、参考資料の30ページをご覧ください。事業計画地はビニールハウス6棟が既にありまして、そちらの南側の奥行3.5メートル、幅55メートルになります。右側に来年度、ビニールハウスを建設予定があるということですので、そちらの部分も含めての作業通路を整備するための計画になります。

それらの目的としては、作業通路として使用しているビニールハウス南側部分について、大雨が降ると地面が緩み、作業車両やトラクターがもぐってしまい、作業に支障が出るため、こちらのほうに碎石を敷いて解決をしたいということで、今回、申請が上がりました。

以上で、案件番号1から4の説明とさせていただきます。

○議長 ただいま、議案第5号の説明がありました。本案については、農地部会において現地調査を行っております。鶴澤農地部会長からの調査報告をお願いいたします。

○鶴澤委員 それでは、ご報告させていただきます。

去る2月4日、午前9時半から、分庁舎4階会議室で齋藤会長を初めとする農地部会会議において、先ほど農業振興課から説明がありましたとおり、同様の説明を受けたところでございます。その後、質疑応答を行いまして、案件番号1以外は現地調査を実施し、分庁舎に戻り農地部会会議を再開して、各案件について意見のとりまとめを行いました。

議案書の18ページから21ページまでが農業振興地域整備計画の変更に関わる各案件の意見聴取表でございます。それでは、案件ごとの概要について説明させていただきます。

議案書18ページをご覧ください。

最初に、案件番号1についてですが、編入案件でございます。事業計画者氏名、住所、申請場所、地目、面積及び事業の概要は記載のとおりでございます。2項目について意見を求められています。1項目め、地域の農業振興のため、農用地としての土地利用を確保する必要があるか。2項目め、農業の生産性向上に資することができるか。ということでございます。

現地は、山辺地区の経営体育成基盤整備事業、いわゆる土地改良事業を行うに当たり、事業区域に編入しようとするものであることから、これらの2項目について、農地部会といたしましては必要性が有ると決定いたしました。また、その他の意見といたしましては、特にございませんでした。

議案書19ページをご覧ください。

次に、案件番号2ですが、除外案件となります。事業計画者氏名、住所、申請場所、地目、面積及び事業の概要は記載のとおりでございます。3項目について意見を求められています。1項目め、農用地の集団化に支障があるか、2項目め、農作業の効率に支障があるか、3項目め、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障があるか。ということでございます。

現地は、一団の農地の端に位置しており、また、西側には既存の資材置場として事業計画者が使用しており、また、道路を挟んだ反対側も資材置場となっております。このようなことにより、農地周辺の集団化や周囲への営農の影響は少ないものと考えられますので、これらの3項目について、農地部会といたしましては支障は無いと決定いたしました。また、その他の意見といたしましては、特にございませんでした。

次に、議案書20ページと21ページをご覧ください。

次に、案件番号3と4です。用途変更案件となります。各事業計画者氏名、住所、申請場所、地目、面積及び事業の概要は、それぞれ記載のとおりでございます。除外案件と同様、3項目について意見を求められています。1項目め、農用地の集団化に支障があるか、2項

目め、農作業の効率に支障があるか、3項目め、農業上の効率かつ総合的な利用に支障があるか。ということでございます。

案件番号3の現地は、旧国道沿いに位置しており、また、南側には住宅があり、碎石敷きによる駐車場や既存ビニールハウスを使用し、イチゴ直売所を設けるということでございます。このようなことにより、農地周辺の集団化や周囲への営農の影響は少ないものと考えられますので、これらの3項目について、農地部会といたしましては支障は無いと決定いたしました。また、その他の意見といたしましては、特にございませんでした。

案件番号4の現地は、北側に住宅、西側に神社があります。用途変更は、道路とハウスの間に碎石を敷き、効率的に作業を行うためとなっていることから、農地周辺への集団化や周囲への営農の影響は少ないものと考えられますので、意見聴取表の3項目については、農地部会といたしましては支障が無いと決定いたしました。また、その他の意見といたしましては、特にございませんでした。

以上、農地部会の結果として報告させていただきます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

布施委員。

○布施委員 最後この案件、4番目の用地変更の55メートル掛ける3.5という、ここに砂利を敷くということでありましてけれども、来年度、ビニールハウスを造るのでということになって、そこまでずっと持っていくということですが、この農道が直接機材を運んで建てるときに、かなりでこぼこになっています。ですから、そういったような建設のときに注意をして敷設をしていただきたいという要望をしたいと思います。

○議長 誰かこのことに対して答弁は。

農地部会長、お願いします。

○鶴澤委員 よく分かりました。じゃ、そのような説明をしておきます。

よろしくお願いします。

○議長 ほかに希望者はありますか。

事務局。

○事務局 事務局ですけれども、要望でよろしいですかね。

(「要望」と呼ぶ者あり)

○事務局 はい、分かりました。

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第5号、案件番号1から4について順次採決いたしますが、ここで農業振興課の職員の皆さんには退席していただきます。

農業振興課の職員の皆さん、ありがとうございました。

(農業振興課職員 退室)

○議長 それでは、議案第5号の案件番号1について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号の案件番号1は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号の案件番号2について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号の案件番号2は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号の案件番号3について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号の案件番号3は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号の案件番号4について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号の案件番号4は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報告第1号、報告第2号

○議長 次に、日程第8、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、

日程第9、報告第2号 農地の転用事実に関する照会についてを一括して報告いたします。

報告事項に係る質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の22ページ及び23ページをご覧ください。

報告第1号でございますが、議案書のとおり3件の届出がございました。

届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから届出があったものでございます。各届出の農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の24ページ及び25ページをご覧ください。

報告第2号でございますが、議案書のとおり4件の照会がございました。

法務局より照会がありましたので、申請地を農業委員、推進委員さんと現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1から2は、航空写真で確認したところ、昭和50年から昭和58年の間に作付が行われなくなり、現在に至るまで同様の状態が続いていると思われ、現地調査の結果、埋立て等の形質の変更は行われておらず、通常、農家が保有している耕運機やトラクター等の農業機械を使用すれば、再び農地として耕作することが可能な土地であると判断したことから、2件とも、農地として回答しております。

整理番号3は、航空写真で確認したところ、平成7年以降に作付が行われなくなり、現在に至るまで同様の状態が続いていると思われ、現地調査の結果、埋立て等の形質の変更は行われておらず、通常、農家が保有している耕運機やトラクター等の農業機械を使用すれば、再び農地として耕作することが可能な土地であり、かつ、農業振興地域の農用地区域内で農地として維持していく必要な区域であることから、農地として回答しております。

整理番号4は、航空写真で確認したところ、昭和50年以前より作付が行われなくなり、現在に至るまで同様の状態が続いていると思われ、現地調査の結果、埋立て等の形質の変更は行われていないものの、竹や笹が自生しており、通常、農家が保有している耕運機やトラクター等の農業機械を使用しても、再び農地として耕作することが困難な土地であると判断したことから、非農地として回答しております。

各土地の所在地、申請者につきましては、議案書記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から報告第1号から第2号の説明が終了しましたので、質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 特に発言がないようですので、日程第8から日程第9までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等がありましたら、各委員または事務局からお願いいたします。

○事務局 事務局からはありません。

○議長 いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長 特にならなければ、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重ご審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、第10回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 4時35分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年2月6日

農業委員会長

齋藤重幸

署名委員

林 介 良

署名委員

川 嶋 一 美